

社会福祉法人親和会 介護職員等特定処遇改善加算に関する事務取扱要領

1. 目的と概要

介護職員の処遇改善の取組として実施されてきた「介護職員処遇改善加算」が、平成29年度以降も継続されることになったことに合わせ、令和元年10月より、経験・技能のある介護職員への重点化とその他の介護職員及び他の職種の処遇改善を目的とした「介護職員等特定処遇改善加算」（以下、「特定加算」という。）が創設された。

これに伴い、当法人も職員のさらなる処遇改善を図る上から、特定加算の申請と合わせて同加算に対応するため次のとおり取扱要領を定める。

2. 加算の仕組みと賃金改善等の実施

1) 特定加算の仕組み

特定加算は、サービス別の基本サービス費に現行加算を除く各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数に、サービス別加算率を乗じた単位数で算定することとし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

また加算額（加算率）について、算定要件に応じて定められており、当法人においてはこれまでと同様に「加算Ⅰ」での算定とする。

2) 特定加算の算定額に相当する賃金改善の実施等

(1) 賃金改善の内容

特定加算の算定額に相当する職員の賃金（基本給、手当、賞与等を含む）の改善を実施することとされているが、当法人においては賞与による賃金改善を図ることとする。

(2) 賃金改善に係る賃金水準の比較

賃金改善は、現行加算による賃金改善を含めた賃金と、特定加算を取得して実施する賃金水準との差分を用いて算出する。

3) 介護職員等特定処遇改善計画書の作成と内容

特定加算の申請にあたっては、介護職員等特定処遇改善計画書（別紙：宮崎市の指定する様式）を作成して、宮崎市へ届け出ることとなるが、介護職員等特定処遇改善計画書の作成に際しては、対象となる職員を次の3つのグループに分けて行う。

A：経験・技能のある介護職員・・・介護福祉士であって、経験・技能を有する者。

具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、当法人における勤務年数が10年以上の者。または、他の法人における経験を含め10年以上の経験があり、施設長が認めたもの。

B：他の介護職員・・・経験・技能のある介護職員を除く介護職員。

C：その他の職種・・・介護職員以外の職員

4) 加算金の配分方法

加算の支給配分については、上記の3つのグループに対して、下記の方法で実施する。

①Aグループについては、グループ内の1以上が、賃金改善に要する費用の見込み額が月額平均8万円以上または賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上とされ、併せて同グループの介護職員の改善見込額は、他の介護職員（Bグループ）の賃金改善見込額の2倍以上とされている。しかし、当法人においては、同グループ介護職員の経験・技術等に大きな差異は認められないことから、「月額平均8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上」の改善策は採らず、グループの改善見込額を、職員の経験・技術等を踏まえて、同グループ職員へ傾斜配分することとする。また、同グループ職員の改善見込額の平均は、他の介護職員（Bグループ）の2

倍以上とする。

②Bグループについては、改善見込額の平均がその他の職種（Cグループ）の賃金改善見込額の2倍以上とする。

③Cグループについては、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないその他の職種とする。（賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象としない。）

3. 加算金の取扱いと職員への支給基準

1) 対象職員の範囲

特別養護老人ホーム三愛園及び短期入所施設の職員を対象とする。

2) 事業年度、サービス提供月、賃金改善期間は次のとおりとする。ただし、令和元年度については、同制度初年度となるため②の期間とする。

①

事業年度	サービス提供月	加算対象期間	賃金改善実施期間	実績報告※
当該年度	当該年 4月～翌年 3月	1年	当該年7月～翌年 6月	翌年 7月末まで

②（令和元年度）

事業年度	サービス提供月	加算対象期間	賃金改善実施期間	実績報告※
当該年度	令和元年10月～翌年 3月	6ヶ月間	令和2年1月～翌年 6月	翌年 7月末まで

※各事業年度における最終の加算金支払があった月の翌々月の末日までに市に**実績報告書**を提出。

3) 職員への支給日、支給在籍基準日及び支給方法・形態は次のとおりとする。

③

事業年度	支給日※	対象月（サービス提供月）	支給在籍基準日	支給方法・形態
当該年度	当該年12月10日	4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	当該年12月 1日	※冬、夏の賞与時に一時金として支給する。
	翌年 6月30日	11, 12, 1, 2, 3	翌年 6月 1日	

※支給日が休日又は土曜日である時は直前の休日又は土曜日でない日に支給する。

②（令和元年度）

事業年度	支給日※	対象月（サービス提供月）	支給在籍基準日	支給方法・形態
当該年度	令和2年6月30日	10, 11, 12, 1, 2, 3	令和2年 6月 1日	※夏の賞与時に一時金として支給する。

※支給日が休日又は土曜日である時は直前の休日又は土曜日でない日に支給する。

③ 在籍基準による給割合

在 職 期 間	割 合
6ヵ月	100分の100
5ヵ月以上6ヵ月未満	100分の50
3ヵ月以上5ヵ月未満	100分の30
3ヵ月未満	支給しない

※支給額は、各サービス別の加算率で一旦加算額を求め、それを合計したものを配分する。

※実際に介護職員の賃金に充てられた額の合計額が加算金の受給総額を下回らないようにする。

※賃金に充てられた額（賃金改善額という）には、該当職員の過年度のベースアップ、定期昇給、手当賞与、法定福利費等も含まれる。

4. 市長への届出

加算を受ける場合は、算定を受ける年度の前年度の2月末までに、宮崎市長に届け出る。

5. 賃金改善の実績報告

各事業年度ごとに、介護職員等特定処遇改善実績（介護職員等特定処遇改善実績報告書：別紙2）を宮崎市長へ報告し、5年間保存することとする。

6. 本取扱(要領)有効期間

介護職員等特定処遇改善加算の制度が終了するまでとする。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。